

臨時代理報告第4号

鳥栖市教育委員会事務局職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について

鳥栖市教育委員会事務局職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同第2項の規定により報告する。

平成31年4月10日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

鳥栖市教育委員会事務局職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則案の概要

1 改正の理由

鳥栖市学校給食センターの稼働実態に即した勤務時間に変更するもの

2 改正の内容

学校給食センター職員のAの勤務時間を次のとおり改正する。

現 行：A 午前7時30分から午後4時15分まで

改正後：A 午前7時15分から午後4時00分まで

3 施行日

平成31年4月1日

鳥栖市教育委員会事務局職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正
する規則

鳥栖市教育委員会事務局職員の勤務時間等の特例に関する規則(平成6年教委規則第3号)
の一部を次のように改正する。

別表中「午前7時30分から午後4時15分まで」を「午前7時15分から午後4時
00分まで」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥栖市教育委員会事務局職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改 正 案							
別表							別表							
所属	職員	1 週間 の勤務 時間	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	所属	職員	1 週間 の勤務 時間	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	
学校 教育 課	学校給 食セン ターの 職員	3 8 時 間 4 5 分	A 午前 7 時 3 0 分から	勤務時間 の途中に おいて 1 時間を与 える。			学校	学校給 食セン ターの 職員	3 8 時 間 4 5 分	A 午前 7 時 1 5 分から	勤務時間 の途中に おいて 1 時間を与 える。			
			午後 4 時 1 5 分まで							B 午前 8 時 3 0 分から				B 午前 8 時 3 0 分から
										午後 5 時 1 5 分まで				C 午前 9 時 0 0 分から
			午後 5 時 4 5 分まで						午後 5 時 4 5 分まで					
略							略							